



STOの税務

2020年8月25日

KPMG税理士法人
パートナー 小林 研太

STの税務上の位置付け (1/2)

有価証券の定義

| 金商法の有価証券 (イメージ) | 税務上の有価証券 (代表的なもの) | トークン化有価証券 |
|---|---|------------------------------|
| 伝統的有価証券 | 伝統的有価証券 | 既存の有価証券 税制に当てはめ |
| 有価証券表示権利 その1 (金商法2①一から十五および十七に 表示される権利) | 有価証券表示権利 その1 (金商法2①一から十五および十七に 表示される権利) | |
| 有価証券表示権利 その2 (上記以外のもの) | 有価証券表示権利 その2 (上記以外のもの) | 現行ルール (転々 流通する前提なし) に当てはめ |
| 信託受益権 (投信受益証券に表示するもの除く) | 信託受益権 (投信受益証券に表示するもの除く) | |
| 合同会社等の持分 | 合同会社等の持分 | |
| 任意組合・匿名組合の持分 | 任意組合・匿名組合の持分 | |
| その他 | その他 | |

✓ 暗号資産 (仮想通貨) は、税務上は短期売買商品等扱い (税務上の有価証券にはならない)

STの税務上の位置付け (2/2)

電子記録移転権利の税法上の取り扱い

| 電子記録移転権利 | 税務上の有価証券 (代表的なもの) |
|----------------------|----------------------|
| トークン化された合同会社等の持分 | トークン化された合同会社等の持分 |
| トークン化された匿名組合の持分 | トークン化された匿名組合の持分 |
| トークン化された任意組合の持分 | トークン化された任意組合の持分 |
| トークン化された信託受益権 (投信以外) | トークン化された信託受益権 (投信以外) |

組合財産の
所有権とは分離

純粋なパススルー課
税ではないため、利
益参加債的な取り
扱い可能??

パススルー課税

有価証券とされない事業体の税法上の取り扱い

- 匿名組合員： 匿名組合の事業年度末に匿名組合損益を純額にて取込み
- 任意組合員： 任意組合の事業年度末に、総額、中間または純額法のいずれかにて取込み
- 受益者等課税信託の受益者： 受益者の事業年度ごとに総額法にて取込み

STO取得者側の税務 – 有価証券の税務

有価証券（取得側）の税務上の取り扱い

| タイミング | 法人税法上の取り扱い |
|-------|--------------------------|
| 取得時 | 購入価額 + 付随費用を資産計上 |
| 期末時 | 原則として 取得価額 = 帳簿価額 |
| 売却時 | 移動平均法または総平均法で譲渡損益を計算 |

受益者等課税信託／任意組合等の税務上の取り扱い

| タイミング | 法人税法上の取り扱い |
|-------|---|
| 取得時 | 信託／組合 が有する 組合財産を直接取得 したものととして資産計上 |
| 期末時 | 組合財産の内容による。一般的には簿価評価のものが多いが時価評価すべきものも含まれる可能性あり |
| 売却時 | 組合財産を譲渡したかのように取り扱われる |

STO発行者側の税務

STOによる資金調達



ICO/STOにより、発行体である企業は暗号資産（仮想通貨）またはCashを収受することになる。暗号資産は、税務上も「資産」として取り扱われるため、税務仕訳上、その相手勘定をどうするべきかがポイントとなる。

| 借方 | 貸方 |
|------------|-------------|
| 暗号資産 1,000 | ? ? ? 1,000 |

現行法を前提とする限り、以下の3パターンが考えられる。

- 資本金等とする方法（課税なし・返済義務なし）
- 負債とする方法（課税なし・返済義務あり）
- 収益とする方法（一時に課税・返済義務なし）



KPMG税理士法人
FinTech ファイナンス&テクノロジー
パートナー 税理士
小林 研太
T: 03-6229-8232
E: kenta.kobayashi@jp.kpmg.com

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.